

其業經營ハ其事業ノ一ノ部トシテ行ハルル事ナリ
 第十二條 工場主ハ其工場ノ設備ニ必要ナル材料
 搬入搬出中込ノ運賃ヲ負担スル事ナリ
 一 搬入搬出ノ運賃

又如左ノ一四式ヲ用テスルコト
 工場主ハ其工場ノ設備ニ必要ナル材料
 搬入搬出中込ノ運賃ヲ負担スル事ナリ
 一 搬入搬出ノ運賃

△工場主ハ其工場ノ設備ニ必要ナル材料
 搬入搬出中込ノ運賃ヲ負担スル事ナリ
 一 搬入搬出ノ運賃

財團法人協同會大坂支

- ラルル者ハ健康保険ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬二千圓ヲ超エル職員ハ此ノ限りニ非ラズ
- 一 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- 二 物ノ製造 加工 選別 包装 修理又ハ解体ノ事業
- 三 電氣又ハ動力ノ發生 變壓又ハ傳送ノ事業
- 四 土木工事又ハ工作物ノ建設 保存 修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 五 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
- 六 前號ニ揚クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 七 貨物積卸ノ事業